

議事要旨(7) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋専門研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況について説明が行われた。説明の概要は以下のとおり。

1. 減価償却における耐用年数の変更について、キャッチ・アップ方式である臨時償却を今後も認めるかどうかが課題となっている。臨時償却の実際の適用事例は、本社資産等の共用資産の移転や設備更新、操業停止などに係る除却の決定に伴う処理として用いられているケースが多い。この背景には、当該資産の除却の決定に際し、資産のグルーピングの関係で、減損会計を適用できなかったことがあるとも考えられる。また、臨時償却を残す場合には、耐用年数が延長されるケースについての考え方も整理する必要があるとの指摘もある。引き続き専門委員会で検討する。
2. 個別財務諸表における適用上の論点は、累積的影響額の会計処理の問題と、過年度財務諸表の開示の問題に分けて検討している。

前者については、遡及修正の累積的影響額を当期の期首剰余金に計上するという処理を個別財務諸表でも同様とする方向で検討しているが、専門委員会では賛成意見のほか、会社法開示でのみ個別財務諸表を開示する場合には、遡及修正の処理を求めず、従来通り当期の損益として処理する方法でも良いのではないかという意見もあった。後者（過年度財務諸表の開示）については、金融商品取引法開示では、連結財務諸表の取扱いとの整合性から、個別財務諸表固有の規定は不要とし、会社法開示ではそもそも過年度事項の提供が任意とされているため、これも個別財務諸表独自の規定を設けないとする事務局案に関し議論を行っている。前者の問題とあわせ、引き続き検討する。
3. 誤謬の定義については意図的な誤りを含めて定義する方向であるが、重要な誤謬については会計基準上では定めない方向である。また、会計基準で誤謬の取扱いを定める場合には修正再表示を求めることとする方向で検討している。

当該説明に対する委員等からの主な質問及び事務局からの回答は以下のとおり。

4. 前述の2の議論は個別財務諸表に限った取扱いか、また連結財務諸表を作成していない会社はどのように取り扱うのか質問があった。事務局からは、個別財務諸表における取扱いの議論であること、連結財務諸表を作成していない会社については原則どおり遡及修正を求める方向である旨の説明があった。

5. 改正 IFRS 第 1 号が遡及修正後の期首貸借対照表の開示を義務づけた点とのコンバージェンスについて質問があった。事務局からは、財務諸表として期首貸借対照表の情報を開示することを検討する場合には、そうした点や、これが開示制度に係る問題であることを考慮すると、過年度遡及修正専門委員会での議論のみで結論を出せる事項ではないと考えられる旨の説明があった。
6. 臨時償却について、IFRS では減損会計で対応しており、またキャッチ・アップ方式は認められていない旨のコメントがあった。

以 上